

【郵便による戸籍証明等の請求方法について】

戸籍とは、市区町村に本籍を定めている夫婦とその子供について、氏名・生年月日・性別・実父母の氏名とその続柄などを記載した公文書で、本籍地の市区町村にあります。そのため、戸籍の各種証明・戸籍の附票・身分証明書などは、本籍地の役所でしか交付できません。

本籍地が遠方の方は、郵便による請求が出来ますので、下記を参考の上ご請求ください。

- 次の①②③④⑤（⑤は必要な場合のみ）を同封してご請求ください。

（送付先）

〒714-1297

岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地 矢掛町役場 町民課

①郵便による戸籍証明（謄抄本）等の請求書

請求書に必要事項をご記入ください。

※戸籍、除籍、改正原戸籍および戸籍の附票を請求できるのは、本人、配偶者、子、父母、祖父母、孫などの直系血族の方です。代理人が請求する場合は委任状が必要です。それ以外の方が請求する場合はお問い合わせください。

※身分証明書を請求できるのは本人のみです。それ以外の方が請求する場合は本人の委任状が必要です。

②手数料

郵便局で金額分の定額小為替を購入し、同封していただくか、現金書留で送付してください。

※定額小為替は無記名、無押印で封筒に入れてください。

※収入印紙や切手では受理できません。

③返信用封筒

あなたの郵便番号、住所、氏名を記入し、切手を貼付してください。

※返送先は現住所（住民登録しているところ）に限ります。

※お急ぎの場合は速達料金（280円）分の切手を追加して貼り、封筒へ「速達」と朱書きください。

④本人確認書類

現住所（住民登録地）が記載された有効な運転免許証・健康保険証などのコピーを同封してください。

- ⑤請求者と必要な人との関係が確認できる戸籍等が必要な場合があります。

※身分証明書と戸籍の附票は、市区町村によって手数料が異なります。